受付
-8 4.28
近畿税理士会

控

令和８年４月２８日

近畿税理士会
会長石原健次様

近畿青年税理士連盟
代表幹事　原　謙介
大阪市中央区船越町1-1-11
大手前ハウス202号室

「税制改正に関する意見書」の提出について

拝啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は近畿青年税理士連盟の活動に対し、深いご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、貴会におかれましては「令和 10 年度税制改正に関する意見書」の作成にあたり、広く会員より意見・要望の提出を求めておられます。

当連盟では、租税制度改善に関する検討をおこなっており、今年度も別紙の通り「税制改正に関する意見書」を取り纏めましたので、ここに提出をさせていただきます。

参考意見として取り上げていただきますよう、お願い申し上げます。

なお、あるべき租税制度全般について当連盟の考えを整理する目的で本意見書を作成しているため、貴会の意見と重複する項目の記載があること、過去に要望した項目についても再掲をしていることをあらかじめご了承いただけますと幸いです。

敬　具

税制改正に関する意見書

近畿青年税理士連盟
代表幹事　原　謙介

はじめに

税理士は税理士法第１条の理念に基づき、申告納税制度のもとで納税者の信頼にこたえ、納税者の納税義務の適正な実現を図ることを通じて納税者の権利を擁護することをその使命としている。また、税理士法 49 条の 11 では税理士会に租税等について建議を行う権利が付与されている。これは税の専門家の団体である税理士会には、税に関する法案の立案過程において意見を述べることで、専門家の立場から税制に関するチェック機能を果たすという国民の負託に応えていくことが求められているからである。従って、税理士及び税理士会は、常に国民生活や経済の発展のためのあるべき税制を目指して意見を集約し、建議権を十分に活用しなければならないという責務がある。

当連盟は納税者の権利擁護や租税制度の改善と税理士制度の発展を図ることを目的としており、税制は「公平・中立・簡素」であるべきことを大原則としたうえで、時代に適応したあるべき税制の構築に向け意見を集約し、以下の基本的な考えを基に、税制改正に関する意見をここに表明する。

(1)　「富の再分配機能」を重視した税制　～応能負担原則～

税制の三大機能として、「財源調達機能」「富の再分配機能」「経済安定化機能」があるが、金融政策により自国の通貨を自由に発行することができる現代では、税の「財源調達機能」としての役割は相対的に弱まっている。一方で、経済格差が拡大・固定化している現代においては、「富の再分配機能」の重要性が増していると考えられる。

富の再分配を実現するためには、所得や資産が多い納税者に多くの税負担を求めていくこと、すなわち「応能負担の原則」が徹底された税制が必要となるが、これは税の三原則である「公平な税制」に合致する。応能負担の原則は、憲法が定める「法の下の平等」「生存権の保障」「財産権の保障」を税法において具現化するものであり、税法において最も尊重されるべき重要な原則である。

以上の理由から、税制は、「富の再分配機能」を重視した公平なものに改められるべきである。

⑵ 簡素な税制

近年の税制改正では、財源や税収の安定を重視するあまり、簡素の原則を蔑ろとする改正が行われてきた。安定財源のために消費税の税率を上げ、逆進性対策として軽減税率を導入し、それに伴いインボイス制度が開始される等、制度を複雑化していることがその代表である。

制度が複雑化されれば納税者の事務負担が増えるだけに留まらず、納税者の事務処理能力を超えた負担を強要することとなる。申告納税制度が適正に機能するためには、第一に納税者が高い納税意識を持ち、法律に定められた納税義務を自発的に、かつ適正に履行すること（コンプライアンス＜法令遵守＞）が必要であるが、複雑な税制は納税者が納税義務を適正に履行することを困難ならしめ、これを放置すれば、申告納税制度の根幹を揺るがすことに繋がりかねない。

また、制度が複雑になる事による事務負担の増大は、国家全体における生産性向上を阻害し、昨今の人手不足が言われる中においては、国家的な損失ともいえる。

以上の理由から、税制は、簡素であり、可能な限り事務負担の少ないものに改められるべきである。

⑶ 中立性を重視し、変化する税制

税制には、制度成立当初には必要とされていたが、年数が経過しその目的が達成されたものであっても、廃止されないまま残っているものが散見される。これらの中には特定の業界にのみ恩恵があるものもあり、当初の目的を達成したのであれば早急に廃止されなければ、中立性に反することとなる。税制が中立であり続けるためには常に制度の見直しを図り、必要に応じて変化し続けなければならない。

さらに、通貨の価値はインフレ等物価変動により変化するが、税制における金額を基準とする制度はその都度変更されている訳ではない。年数が経過するとその税制の成立当初の貨幣価値が大きく変化し、税制の金額の基準が実質的に成立当初と大きく変動することとなるため、金額を基準とする制度は定期的にその金額を見直す必要がある。

⑷ 社会的課題に対応する税制

税制が果たすべき機能に、「社会的な行動を誘導する機能」がある。税を通じて特定の行動を誘導・抑制するという機能であり、例えば、少子化対策として子育て支援税制を強化すること等が挙げられる。

日本では少子高齢化、人口減少、インフレなど様々な社会問題を抱えているが、税制がこれらの問題解決を阻害するようなことはあってはならず、解決の一助となるよう大胆な制度を設けることが求められる。

大きな社会環境の変化に直面している現代においては、対応の足枷となるような制度を見直し、明るい日本の未来を見据えた税制が構築されるべきである。

目　次

Ⅰ　重点要望項目 6
1．消費税率を引下げるべきである 6
2．基礎的な人的控除を見直すべきである 8
3．納税者権利憲章を制定するとともに、国税通則法を改正すべきである 10

Ⅱ　所得税 13
1．医療費控除は廃止すべきである 13
2．復興特別所得税を廃止すべきである 14
3．社会保険診療報酬の所得計算の特例に関する制度を廃止すべきである 14
4．土地建物に係る譲渡損失の金額と事業所得・不動産所得等の金額との損益通算及び繰越控除を認めるべきである 15
5．公営競技（競馬、競輪、オートレース、ボートレース）の払戻金について源泉分離課税制度を導入するべきである 16
6．親族に対する必要経費の特例等の要件を見直すべきである 16
7．青色申告承認申請書の提出期限を緩和すべきである 16
8．年末調整制度を見直すべきである 17

Ⅲ　消費税 19
1．社会政策上非課税とされている取引について、免税取引（0%課税取引）とすべきである 19
2．適格請求書等保存方式（インボイス制度）は廃止すべきである 21
3．全ての事業者を課税事業者とすべきである 22
4．軽減税率制度を廃止し、単一税率に戻すべきである 22
5．簡易課税制度を見直すべきである 23

Ⅳ　法人税 24
1．役員給与を原則損金算入とすべきである 24
2．受取配当等については全額益金不算入とすべきである 24
3．少額の減価償却資産の取得価額の損金算入限度額を 30 万円未満に引き上げると同時に、一括償却資産の損金算入制度及び中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度を廃止すべきである 25
4．一般寄附金の損金算入限度額について拡大をし、寄附金の損金算入限度額と年 10 万円までの寄附金のいずれか大きい方の金額を損金として認めるべきである .. 25

V　相続税 27
1．相続税の課税方式を法定相続分課税から遺産取得課税方式に変更すべきである 27
2．相続税・贈与税の連帯納付義務を廃止すべきである 27
3．事業承継税制は「猶予」ではなく「評価減」にすべきである 28
4．小規模宅地等の特例の適用について、提出期限までに特例対象宅地等の“一部”が未分割である場合、申告書を再提出する際においては、全ての特例対象宅地等からの再選択を認めるべきである 28
5．配偶者居住権の評価方法を見直すべきである 29
6．障害者控除の適用範囲を見直すべきである 29
7．若い世代への財産移転を促進するため、相続税の累進課税を強化したうえで贈与税の非課税措置を拡充すべきである 31
8．相続税の基礎控除額を引き上げるべきである 31
9．相続時精算課税制度における特別控除額を増額すべきである 31

VI　その他 33
1．償却資産税を廃止すべきである 33
2．財産債務調書、国外財産調書を廃止すべきである 33
3．印紙税を廃止すべきである 34
4．不動産取得税を廃止すべきである 34
5．電話加入権の必要経費（損金）算入および評価損計上を認めるべきである 34
6．事業税における社会保険診療報酬等の課税除外の措置を廃止すべきである 35
7．新規設立法人の源泉所得税の納期限を見直すべきである 35
8．個人事業税の課税客体を見直すべきである 35
9．個人事業税の事業主控除の金額を引き上げるべきである 36

Ⅰ　重点要望項目

１．消費税率を引下げるべきである

以下の理由により、逆進性対策を措置する必要のない水準まで消費税率を引下げるべきである。

⑴　公平の観点

そもそも税制とは応能負担の原則に従って構築することが、課税の公平に最も合致するところであるが、生活必需品を含めた課税は税負担が逆進的であり、消費税は担税力の尺度としては所得税・資産税よりも劣った指標である。しかしながら、下図の通り、税収全体に占める消費税の割合は年々増加している。消費税を国の基幹税とすることは、逆進性の問題を深刻化させ、国民間の格差を拡大させる一因となる。

⑵　簡素の観点

申告納税制度は納税者の正しい税法の適用を前提としている制度であるため、税制は納税者が理解し適正な申告ができる程度に簡素であるべきだが、税率の引上げに伴い逆進性対策として導入された軽減税率、複数税率制度に対応するために導入が必要とされたインボイス制度などにより、消費税法は一層複雑化している。

複雑すぎる税制は事業者の事務処理コストが増大するだけでなく、徴税における行政コストも増大させる。

消費税率を最低でも８％に引き下げることで、軽減税率制度も複数税率制度の対応のために導入されたインボイス制度も、同時に廃止する事が可能となる。

⑶　経済の観点

所得税などの累進課税には民間経済の過熱期に税負担を増やし、低迷期に税負担を減らすビルトインスタビライザーの機能を保有するが消費税はそういった機能を持たないため景気低迷期にも国民に負担を強い、景気回復を遅らせる。

⑷　財政の観点

所得税や法人税の税収は不景気のときに減少するが、経済動向に左右されにくい消費税は安定した財源として位置づけられている。しかしこれは逆に言えば国民は失業中であっても低所得であっても不景気のときであっても安定的に税金が徴収されるという事である。国家はその信用力から国債発行により低金利で資金を調達することができ、税収に過不足が生じた場合は過不足額に応じて新規発行国債を増減させることで財政収支を安定させることができるため、税収を安定させることの重要性は乏しい。また、国債の発行残高が多すぎるとの懸念もあるが、その半分程度は政府の実質的子会社である日本銀行が保有して

おり、その債務性はなく、また債務を償還する必要性もない。

なお、しばしば消費税は社会保障の財源であるため消費税は減税すべきでないとの意見がなされるが、社会保障の財源は消費税のみではなく、その財源は他の税目や社会保険料、経済成長による自然増収、通貨発行など様々であり、財源を消費税にのみ求める必要はない。

図　所得・消費・資産等の税収構成比の推移（国税＋地方税）　財務省ＨＰより

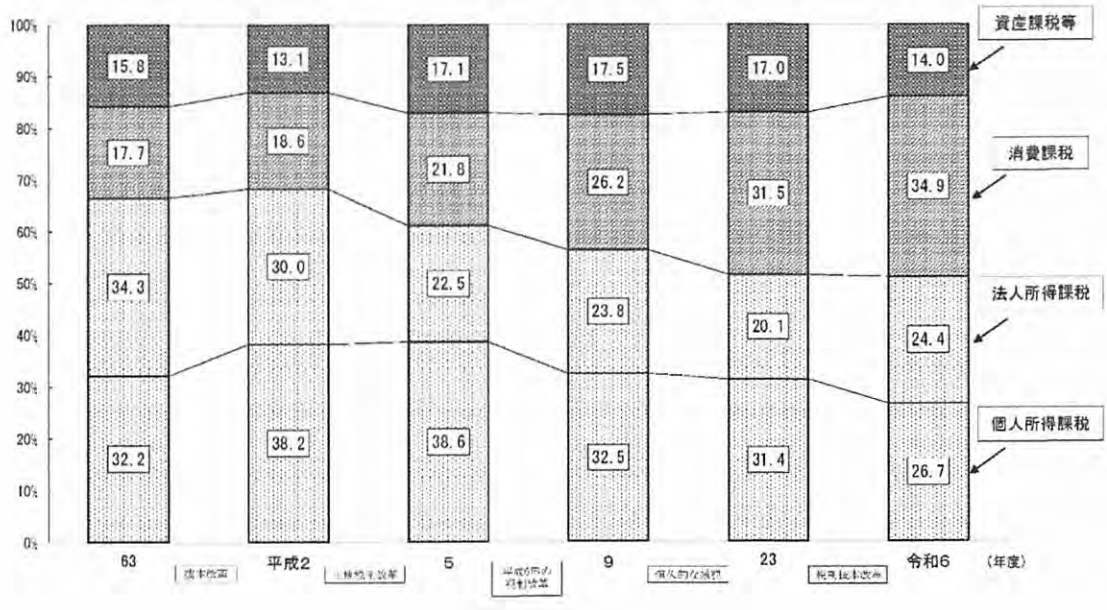

２．基礎的な人的控除を見直すべきである

○　基礎控除を見直すべきである

基礎控除は、納税者本人の最低限の生活費部分に課税しないことを目的とした、最も基本的な人的控除である。憲法第25条に定める「健康で文化的な最低限度の生活」を税制面から保障する制度として、その水準は社会経済情勢を踏まえて適切に見直されるべきものであり、同じく生存権の観点から設けられている生活保護制度と比較し、控除額の水準が低く抑えられていることは明らかである。

令和７年度税制改正以降、基礎控除額は段階的に引き上げられている。一方で、合計所得金額が 2,350 万円を超える場合には段階的に縮小し、2,500 万円を超えると適用されないという所得制限の仕組みは維持された。基礎控除が「最低限度の生活費の非課税」を目的とする以上、所得制限を設けることは制度趣旨と矛盾するものである。

すべての納税者が最低生活費部分に対する課税を免れるよう、控除額のさらなる引上げと所得制限の撤廃を行うべきである。

○　配偶者控除の所得要件を撤廃し控除額を増額すべきである

以下の理由により、控除対象となる配偶者の所得要件及び配偶者控除を受ける納税者本人の所得要件を撤廃し、婚姻関係があれば無条件に配偶者控除を適用できるように改め、控除額も増額すべきである。

(1)　配偶者控除は、夫婦は相互扶助の関係にあって一方的に扶養している親族と異なる事情があることなどに鑑み、扶養控除から分離する形で創設された。その後、納税者本人の所得の稼得に対する配偶者の貢献に配慮し、税負担の調整やパート問題（手取りの逆転現象）への対応の観点などから配偶者特別控除も創設された。しかしながら、控除対象となる配偶者の範囲について所得制限が設けられたことにより、配偶者の就労を抑制するバイアスをもつ制度となってしまっている。

制度創設当時から世帯構成も多様化し、共働き世帯数が片働き世帯数を大幅に上回り、女性の就業状況についても世帯主の補助的な就労から本格的な就労へと移行しつつある現状において、特に配偶者に係る税制については世帯としての負担調整から、就労に対する中立性の確保へと考え方を変えるべきである。

(2)　現在の我が国では少子化が問題視されており、少子化の要因の一つとして婚姻率の低下が挙げられる。配偶者控除の所得制限を撤廃することは、実質的には婚姻をすれば控除を受けられるということであり、税制から婚姻に対するインセンティブを与えられる。

(3) 物価が変動するなかで控除額を据置くことは、納税者の実質的な税負担を増減させることと同義といえるため、控除額は、物価変動にあわせて見直されるべきである。

○ 扶養控除の所得制限の金額を増加し、所得控除額を増額すべきである

扶養控除は所得要件が 48 万円（給与収入のみであれば 103 万円）以下であったものが、令和 7 年度税制改正以降引き上げられているものの十分とはいえない。また、所得控除額は 38 万円であるが、平成 6 年の税制改正で所得控除額が 35 万円から 38 万円に増額されてから 30 年が経過している。この間、例えば最低賃金の全国加重平均の金額は平成 6 年度の 597 円から令和 6 年度の 1055 円と 2 倍近く増加しており、また、物価も当時より上昇している。

物価が上昇している中での控除額の据え置きは実質的には増税と同義であるが、少子化が問題視されているなか、納税者の実質的な税負担の増加は早急に是正されるべきである。

そのため、扶養控除の所得制限の金額を増加し、所得控除額を増額すべきである。

○ 特定扶養親族の要件を見直すべきである

特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分は教育費等の支出がかさむ世代の税負担の軽減を図る見地から大学生である期間を念頭に 19 歳から 22 歳までの扶養親族に対しては扶養控除に一定額の上乗せが認められているが、当該年齢であっても大学などの教育を受けていない期間もあり、逆に浪人や留年などで当該期間以外に大学などの教育を受けている被扶養者もいる。

従って、ただ単に年齢のみで扶養控除の上乗せの有無を判断することは適切ではないため、特定扶養親族の判定はその年の 12 月 31 日時点で学生であるなどで判断すべきである。

３．納税者権利憲章を制定するとともに、国税通則法を改正すべきである

日本国憲法第30条には、「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」とだけ規定されているが、納税者としての権利を明確に示すものは存在しない。民主主義国家において国民は主権者としての権利を有しており、法律の定めによらなければ納税の義務を負わないという権利を有していることは明らかであるため、権利を明確に示す必要はないとも考えられる。しかしながら、申告納税制度の下においては、その権利の具体的内容を納税者が理解できるように示された規定は不可欠と考えられる。

我が国は、主な国税において申告納税制度が採用されており、この申告納税制度は納税者自らが税法を正しく理解し、税法の規定に従って正しい申告と納税を行うものであり、納税者性善説に立った極めて民主的な制度である。申告納税制度の下にあっては、納税者の申告により第１次的に納税義務が確定し、納税者の申告がない場合又はその申告が正しくない場合には、税務署長がこれを是正して更正または決定により第２次的に納税義務が確定する。つまり申告納税制度は納税者の正しい税法の理解を前提としている制度であり、この制度において納税者は最も尊重されなければならない。しかし、国民の申告納税制度の理念の浸透は道半ばであり、主権者としての意識が醸成されているとは言い難い。また、税制・税務行政において、納税者の信頼が充分確保されているとも言い難い状況である。納税者権利憲章等を採用している多くの国において「税務行政においては、納税者サービスの徹底が基本である」と、あくまで納税者が主役とされている状況とは対照的である。なお、OECD の報告によると、2022 年において納税者権利憲章を制定している国は加盟 38 か国のうち35か国とされている。

我が国における納税者権利憲章の制定は平成23年度税制改正において見送られ、納税者の権利に関する課題は平成23年度税制改正法附則第106条に、「政府は、国税に関する納税者の利益の保護に資するとともに、税務行政の適正かつ円滑な運営を確保する観点から、納税環境の整備に向け引き続き検討を行うものとする。」と規定された後は、納税者の権利に関する前向きな議論はされず、納税者権利憲章の制定は実現していない。直近では、令和７年１月に召集された第 217 回国会で、納税者権利憲章の制定が盛り込まれた令和７年度税制改正の修正案が提出されたが否決されている。今後の申告納税制度の発展を考えれば納税者の権利の明確化として納税者権利憲章の重要性は言うまでもなく、早急に制定すべきである。同時に、憲章の内容に沿うよう国税通則法を改正すべきである。

納税者権利憲章は、納税者の権利をただ単に明確にするものではなく、税務行政庁と納税者の信頼関係を築くために必要な約束事としての役割を担うため、税務行政庁が納税者を尊重し、権利利益を分かり易く示す内容でなければならないことも付言する。

納税者権利憲章には次のことを記載することを要望する。

【納税者権利憲章の制定に関する事項】

(1) 納税者は公正で丁重かつ配慮のある対応を受ける権利を有すること

(2) 任意調査において税理士の立会いを求める権利を有すること（任意調査前において税理士の選任をしていない納税者は、税理士を選任することができることを調査担当者から告知される権利を有すること）

(3) 事前通知の有無を問わず、任意調査において、日程変更を申し入れる権利を有すること

(4) 処分に対して異議あるときは不服申し立てができる権利を有すること

(5) 納税者は自己を対象とする調査情報について知る権利を有すること

(6) 税務行政庁は納税者の秘密を保持する義務があること

(7) 税務調査開始前に上記(1)～(6)の事柄が記載された納税者の権利に関する文章を手交される権利を有すること

納税者権利憲章の制定に合わせて、次のとおり国税通則法を改正することを要望する。

【国税通則法に関する事項】

(1) 国税通則法第１条に「税務行政の運営における公正の確保と透明性の向上」、「納税者の権利利益の保護」の文言を加え、納税者の権利利益の保護を法律において明記すること

現在の国税通則法の目的規定（第１条）は、「国民の納税義務の適正かつ円滑な履行に資することを目的とする」として、租税債務確定を優先したものとなっている。これには、納税者の権利利益を保護する視点が欠けている。

行政手続法では、平成26年６月に国民の権利利益の保護の更なる充実を図る観点を加える改正が行われた。国税通則法においても同様に納税者の権利利益の保護をすべきである。

(2) 提示・提出・留置きを求めることができることとする規定を削除すること

税務職員による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じなかった場合に罰則を科すとされていることは、納税者の同意と協力が前提である任意調査の領域を超えた課税庁の権限強化である。この規定は平成25年１月より適用されているが、調査を受忍する納税者の精神的負担を従前以上に増すものであり、また、これまでの税務調査における慣行を法定化するという法改正の趣旨を逸脱したものである。さらに、提出された物件を留置く規定は、納税者の同意や協力を得ないと行えないものであることが法定化されておらず、運営上は「承諾なく強制的に留め置くことはありません。」（税務調査手続に関するＦＡＱ（一般納税者向け））としているもののその法的根拠は薄い。

したがって、物件の提示・提出を求めることができるとする規定および物件の留置きができるとする規定については削除すべきである。

⑶　反面調査の事前通知を明文化すること

反面調査については、事前通知に関する法令上の規定がなく、税務調査手続に関するＦＡＱ（一般納税者向け）において「運用上、原則として、あらかじめその対象者の方へ連絡を行うこととしています。」とされているだけである。取引先や銀行など第三者に対して行われる反面調査は、納税者にとって取引先等に迷惑をかけることになり、信用を損なう可能性もある。反面調査は本調査の対象となる納税者への任意調査があってこそ行われるべきであり、その任意調査なくして反面調査は行われるべきではない。反面調査を行う必要がある場合には、納税者の権利利益を保護する観点から、本調査の対象となる納税者及び反面調査を受ける側への事前通知による説明を行うことを、明確に規定すべきである。

⑷　国税不服審判所の独立性を確保する為に完全なる第三者機関とすること

国税不服審判所は国税庁の組織であり、所長は国税庁長官が任命する。その任命に際しては財務大臣の承認を要することで第三者性に配慮しているようである。しかし、税務行政庁からの出向があることや、国税不服審判所長が法令の解釈と異なる解釈により裁決をする場合には、あらかじめその意見を国税庁長官に通知しなければならないなど、第三者機関であるとは言い難い。納税者の権利利益を保護し、納税者からの信頼を得る為には、国税不服審判所を国税庁から内閣府に移管し、完全なる第三者機関とすべきである。

Ⅱ　所得税

1．医療費控除は廃止すべきである

医療費控除は下記の理由により、廃止すべきである。

(1)　医療費控除は、憲法に定められた基本的人権としての生存権を保障するため、昭和 25 年のシャウプ勧告により、大手術や長期の入院など一定額以上の多額の医療費の支払いが納税者の担税力を減殺されることを考慮して設けられた制度である。

その後、昭和 36 年に国民皆保険制度が、更に昭和 48 年に高額療養費制度が創設されたことにより、医療費控除創設時ほどの担税力の減殺はなくなっている。よって、制度創設時の趣旨はすでに解消されており、その役割は概ね達成されている。

(2)　医療費控除は、税負担のある人々にしか恩恵が及ばず、所得が低く税負担がない人や、非課税世帯にはこの制度の恩恵が届かない。

多額の医療費負担に対する支援は税制で行うのではなく、社会保障制度により直接給付する形とするべきである。

(3)　医療費控除があることで、高額な医療行為を選択する際の心理的障壁が低下し、医療の過剰消費を招く恐れがある。これは医療費の増加要因となる可能性があり、また、必要な人が適切に医療を受ける事が出来なくなるなど、医療サービスの供給不足を招く。

(4)　下記の理由により適正な申告が徹底されていないため。

①　高額療養費制度は、申請から給付までに約 3 ヶ月程度の期間が必要となる。医療費控除の申告において、申告時に給付額が確定していない場合、給付額を見積り額で控除し、その申告額と実際の給付額に差異があった場合には、再度修正申告を行う必要がある。このような手続きの煩雑さは、納税者にとって大きな負担であり、修正申告等をすべき納税者が適切に実施できているのか甚だ疑問である。

②　入院給付金等については、納税者の制度への理解不足のためか、適切に反映されていない申告が散見される。また、支払調書の提出対象となっていないため税務当局も捕捉ができず、適切に是正・指導が実現できていない状況がある。

確定申告期限後に確定した給付等については、上記①と同様の問題がある。

(5)　医療費控除は、申告による申告者や税務署の業務負担などの社会全体での人的コストを考えれば効率性に問題がある。

社会全体での人的コストは以下のように計算できる。

・医療費控除を受ける人数：約 197 万人（令和 5 年）

・準備から還付手続きまでを含め一人当たりの申告にかかる時間：20 時間
・時間あたりの人件費：2,940 円（一人一時間当たりの名目 GDP）
※令和 5 年度一人当たり名目 GDP 約 480 万円（内閣府 HP より）÷一人当たり年間労働時間 1,633 時間＝約 2,940 円

これらを基に計算すると、全体のコストは以下の通り 197 万人×20 時間×2,940 円=1,158 億円となり、医療費控除の申告に費やされる時間を生産活動に充てることで、1,158 億円の GDP を生み出すことが可能となる。これは、同額の機会損失が生じているということである。

参考データ　国税庁令和 5 年分申告所得税標本調査結果
https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/shinkokuhyohon2023/hyouhon.htm

2．復興特別所得税を廃止すべきである

復興特別所得税は、東日本大震災からの復興財源を確保するため、平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までの 25 年間にわたり、所得税額に対し 2.1%を加算して課税する臨時措置（令和 8 年度税制改正により、令和 9 年分より税率 1.1%で令和 29 年 12 月 31 日まで延長。）として創設された。被災地の復興資金を安定的に確保する仕組みとして一定の役割を果たしたことは評価される。

しかしながら、震災発生時に出生していない世代も将来にわたり負担を課される点は、課税の根拠として脆弱であり、世代間の衡平を欠くとの批判は免れない。また、制度は東日本大震災に特化しており、その後頻発する大規模自然災害には対応できず、他の災害復旧費用は補正予算や予備費に依存せざるを得ない現状にある。さらに、源泉徴収事務における「復興込み税率」の設定は納税者・事務担当者双方に負担を生じさせている。

以上を踏まえると、復興特別所得税は当初の目的を達成したものと評価しつつ、今後も存続させる合理性は乏しい。

したがって、まずはこれを廃止し、世代間公平性に関する指摘に応えるとともに、税体系の簡素化を図るべきである。復興特別所得税廃止後は、災害対応の即応性を高めるため、使途の公開と運用の透明性を義務付けるとともに、防災、減災、復興を平時から支える恒久的防災復興税の創設を検討すべきである。

3．社会保険診療報酬の所得計算の特例に関する制度を廃止すべきである

事業所得の必要経費の控除は実額控除が原則であるが、社会保険診療報酬の所得計算については概算控除との選択が認められている。

この特例は、昭和 29 年に「社会保険医に対する所得基準の維持」「所得計算の簡素化」

「国民皆保険の定着」等を目的に暫定措置として議員立法により創設された。

その後、数次の改正を経て、現行の特例は「小規模零細医療機関の経営の安定を図り、地域医療に専念できるようにすること」を目的に「小規模事業者の税務に係る事務負担の軽減をする」ために必要とされているが、現状特例適用者のほとんどが特例と実額の有利不利判定を行っている実情を考えると、その制度趣旨に沿った利用がなされているとは言えない。

また、特例で定められている概算経費率により計算した概算経費と実額経費との間に多額の差が生じている。結果、この特例は特定の業種に対する優遇税制となっており課税の公平を著しく歪めている。したがって、この特例は早急に廃止すべきである。

４．土地建物に係る譲渡損失の金額と事業所得・不動産所得等の金額との損益通算及び繰越控除を認めるべきである

損益通算制度は、昭和 22 年の所得税法改正で初めて導入され、譲渡所得も総合課税の一部として他の所得との通算が認められてきた。昭和 25 年のシャウプ税制改革でも、臨時的所得間や経常的所得との通算は納税者の担税力を適正に反映させる制度として維持され、不動産譲渡損失もその対象であった。高額資産の売却による損失は家計や事業活動に直接影響し、課税所得計算上考慮することが公平課税に資するとされたからである。

一方で、法人税法上は全所得と通算できるため、個人事業主との間に課税上の不均衡が生じている。

土地・建物に係る譲渡所得の計算上生じた損失の金額については、値下がりにより発生した損失であり、土地・建物に係る運用果実である事業収入・不動産収入等と取扱いを異にする合理的理由がなく、かつ、担税力の減殺が認められることから、土地・建物の譲渡に係る譲渡損失の金額が生じた場合には土地・建物に係る事業所得・不動産所得等その土地・建物から生じる所得との損益通算を認めるべきである。

ただし、含み損のある遊休資産を譲渡するなど収益物件以外から生じた譲渡損失を損益通算の対象に含めることは租税回避につながるため、損益通算を可能とするのは３年以上継続して事業収入・不動産収入等を生む物件から生じた譲渡損失に限るものとする。

また、損失の繰越控除制度は、損失があった場合の担税力の減殺等を考慮して創設された制度であり、青色申告者については純損失の金額の全てについて繰越控除が認められている。

さらに株式等は他所得との通算こそ認められないものの、損失繰越制度が整備されているのに対し、不動産では居住用特例を除き繰越控除が存在せず、制度間の整合性にも欠ける。土地・建物に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額で上記損益通算をしてもなお引ききれなかったものがあるときは、翌年以降の土地・建物に係る譲渡所得金額からの控除を認めるべきである。

5．公営競技（競馬、競輪、オートレース、ボートレース）の払戻金について源泉分離課税制度を導入するべきである

公営競技の払戻金は一般的には一時所得として課税される。しかし、払戻しを受ける者が申告納税を行うことは少ないと考えられ、課税の公平性から問題がある。また申告については所得区分や必要経費について争いがあり、最高裁判決の結果を受けて基本通達が改正されたこともあった。つまり払戻金について判断が難しい所得であることは間違いない。

また、遊技業などのギャンブルの払戻金に対する課税実態との整合性の問題もあり、さらに公営競技の払戻金に対する課税強化は公営競技の売上増加とトレードオフ関係にあることで申告による納税方式では大いに問題がある。現状の問題点を是正し簡素に課税を行うために一定の金額以上の払戻金に限定して源泉分離課税制度を導入すべきである。

6．親族に対する必要経費の特例等の要件を見直すべきである

所得税法は、シャウプ勧告により個人単位課税を原則とし、所得合算制度を廃止したが、「要領のよい納税者」に対する抜け道封じとして一部の所得合算制度が維持され、今日まで残っている。憲法 13 条を基調とする個人主義の観点を踏まえれば、事業に必要な財やサービスの受入れに対して相当な対価を支払うことは、個人単位課税のもとでは、生計を一にする親族間における取引であっても、他人間取引と同様に扱うべきである。
そして、他人間取引と同様に扱うのであれば当然に、対価の授受を行う親族の双方が帳簿を備え付け、支払の事実や適正な対価であることを明確にする契約書等の保存が必要になる。

7．青色申告承認申請書の提出期限を緩和すべきである

(1) 所得税の青色申告承認申請書の提出期限を緩和すべきである

所得税の青色申告承認申請の期限については、青色申告書による申告をしようとする年の３月 15 日まで（その年の１月 16 日以後新たに事業を開始した者等についてはその事業開始等の日から２月以内）とされているところである。
しかし、平成 26 年分以降の所得税については白色申告者であっても記帳・帳簿等保存の義務が課されることとなった。

このことから青色申告者と白色申告者との間の記帳・帳簿等保存の状況の差異はほとんどなくなり、年の中途において青色申告により申告することを選択できることとして

も、課税上の弊害はないと考えられる。

よって、所得税の青色申告承認申請の期限を、青色申告により申告しようとする年 12 月 31 日までに緩和すべきである。

(2) 開業年における青色申告承認申請書の提出期限を所得税の申告期限までとすること

個人事業者が、開業時において税制上の規定や届出書類の期限を熟知することは難しく、 理解が無いまま税制上の優遇規定である青色申告承認申請書の提出期限を経過してしまうことが多い。

そのため、納税者に青色申告の優遇規定を与え、正しい記帳と申告を喚起するという意味から開業初年度に限り、その申請期限を開業初年度の所得税の申告期限までとすべきである。

(3) 相続により事業を承継した場合の青色申告承認申請書の提出期限を、最長で相続税の申告期限までとすること

白色で申告を行っていた被相続人の事業を相続により承継した場合、相続人（その相続人がすでに青色申告に係る業務を行っていた場合を除く）の青色申告承認申請書の提出期限は、相続開始日から２ヶ月以内となっている。

しかし、遺産分割協議を相続開始時から２ヶ月以内に行うことは非常に困難を要する作業である。

したがって、相続という特殊な事情を考慮して、青色申告承認申請書の提出期限を相続税の申告期限までとすべきである。

８．年末調整制度を見直すべきである

我が国の所得税法は、「申告納税制度」を基本としているが、これと併せて特定の所得については源泉徴収制度を採用している。さらに給与所得については、年末調整を導入している。この 2 点により、納税者の大多数を占める給与所得者が確定申告をすることなく所得税の納税を完結させている。

戦後間もない昭和 22 年に開始されている年末調整制度は、昭和 24 年でのシャウプ税制勧告において廃止する方向での提案がなされていたものである。

年末調整における問題点としては、複数考えられる。中でも最も重要な弊害は納税者意識が著しく低下することである。年末調整により、納税者本人が所得税法に従い自らが納付すべき税額を計算する機会を失っており、各種控除の意義や自らの納税額を意識できない状況に置かれている。納税者意識の低下は民主的申告制度の根幹を揺るがす問題であり、申告納税制度の理念に反している。

また、昨今はいわゆるスマートフォンの普及も著しく、パソコンを含めれば給与所得者の多くはこれらの機器を使用して個々で確定申告計算が容易にできる環境が整いつつある。

従って、年末調整制度は納税者の利便性に配慮しつつ、廃止し、すべての納税者が確定申告により税額を確定させる制度とすべきであるが、すべての納税者が確定申告をすることになると e-Tax の接続障害など社会的に多大な混乱が生じることが容易に想像できるため、将来的な年末調整制度の廃止を前提にまずは給与所得者で確定申告が必要となる給与の年間収入金額 2,000 万円の基準を引き下げるべきである。

Ⅲ　消費税

１．社会政策上非課税とされている取引について、免税取引（0%課税取引）とすべきである

社会政策上の配慮による非課税取引の制度は、以下の理由により、免税取引（0%課税取引）に改めるべきである。

(1)　消費税の「非課税」が達成されていない

非課税取引における取引は下図のように説明でき、「非課税」により、最終消費者の負担軽減が実現されている部分は、理論上、最終工程の事業者による付加価値部分に係る消費税のみであると整理できる。

下図のケースでは、消費税導入前での最終販売価格は 300 円であるが、現行制度下においては、理論上は、320 円となる。社会政策上の非課税取引が設けられた制度趣旨は、消費税導入後も最終消費者の消費税負担を発生させることなく、最終販売価格 300 円を維持することにあると考えられるが、その目的が達成されていない。これは、前段階取引で発生してきた消費税が仕入れ税額控除されずに、「原価」に取り込まれていることが理由であり、最終消費者にとっては、消費税の負担が完全に排除されていないといえる。

(2)　非課税取引は、消費税率の変更に伴う価格変更を行いにくいという問題点がある

消費税率が上る場合を想定すると、事業者は仕入税額控除ができないため、税率アップ分の負担が増加する。このため、事業者は、非課税取引であっても消費税率改定により販売価格を改定する必要に迫られる。（下図の例で、消費税率が 20%になった場合では、理論上、最終販売価格は、340 円とならなければならない。）しかしながら、税率改定に応じて販売価格を改訂すると、「非課税取引」であるために、消費者からは「便乗値上げ」ととらえられる恐れがある。このため、消費税率の改定を理由とした販売価格の改訂をおこないにくく、「非課税取引」制度が取引の中立性を損なわせている。

(3)　仕入税額控除に係る制度の複雑化を招いている

現行制度では、非課税売上高に対する仕入税額控除は原則認められていない。一方、非課税売上以外に関するものについては仕入税額控除が認められ、不均衡の調整及び租税回避防止のために、様々な調整計算制度等（納税義務関連、調整対象固定資産関連、居住用賃貸建物関連　他）が必要となっており、制度の複雑化を招いている。

(4)　仕入時は仕入税額控除を認めず、売上時は消費税を課税するという問題がある

現行制度では、非課税売上のために要する課税資産の取得においては仕入税額控除が

認められない一方で、当該資産を売却したときは、課税取引となり消費税が課税される。このことは、課税売上のために要する課税資産を取得した場合と比較すると、取得に係る仕入税額の分だけ事業者の負担が増加する結果となっており、不均衡が生じている。

【車椅子の販売：消費税導入前】

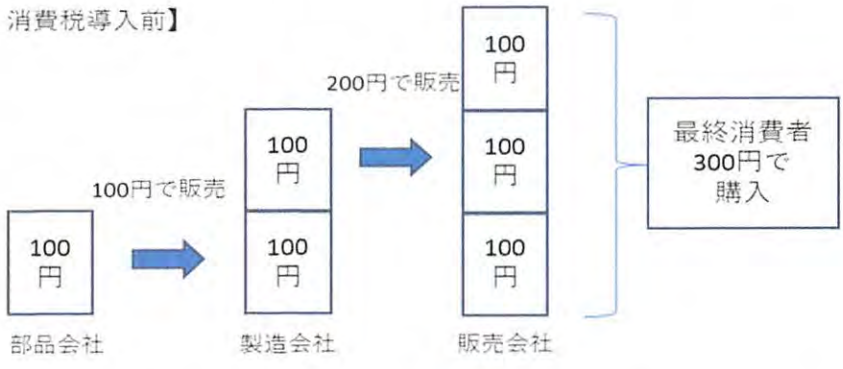

【車椅子の販売が「非課税取引」の場合】

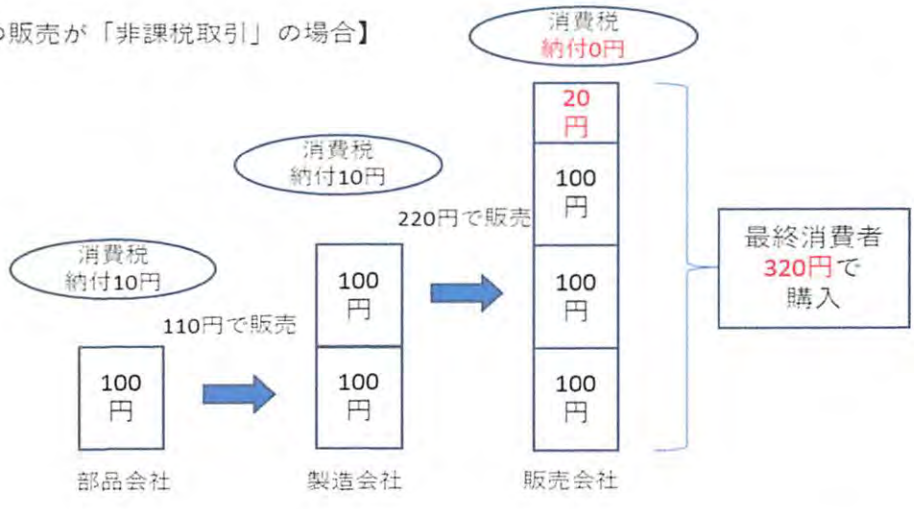

【車椅子の販売が「免税(0%)課税取引」の場合】

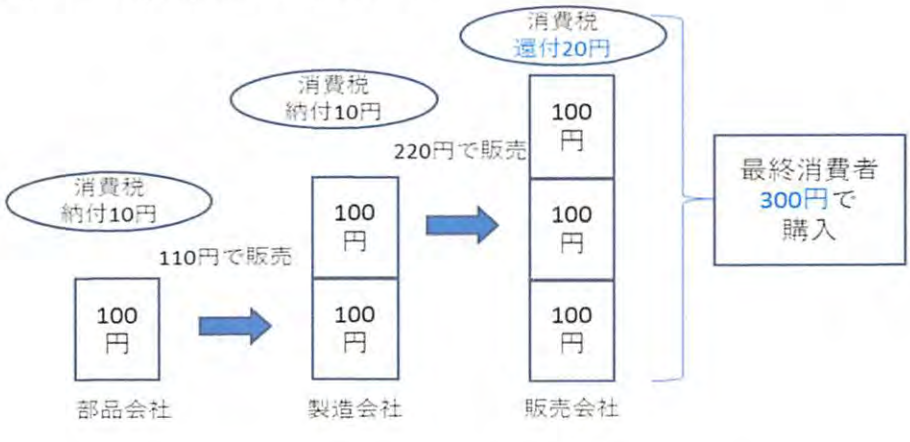

2．適格請求書等保存方式（インボイス制度）は廃止すべきである

消費税の軽減税率の導入に伴い採用された適格請求書等保存方式は、以下の理由により廃止すべきである。

(1) 事務負担の増大を招いている

適格請求書等保存方式のもとでは、原則として適格請求書発行事業者から交付を受けた適格請求書等の保存が無いと仕入税額控除を受けられない仕組みとなっている。そのために請求書等が「適格請求書等」に該当するかどうかの確認を行い、帳簿に記載する必要があり、事業者の事務負担を一層増大させている。

(2) 消費税の仕組みから逸脱している

付加価値税たる消費税は最終消費者が負担すべきであり、最終消費の前段階における税の累積は排除すべきことは当然であるが、税の累積排除機能である仕入税額控除について適格請求書等が無いという理由で認めないこととなると、当該事業者がその消費税相当額を負担することとなり、消費税の本質からみて妥当ではない。

(3) 免税事業者の取引が阻害される可能性がある

適格請求書等は課税事業者のみが発行できるものであり、免税事業者は発行できない。事業者免税点制度の抜本的見直しを行わずに現行の制度を維持すると、免税事業者からの課税仕入れについては、経過措置が設けられているものの、免税事業者が取引から排除され、あるいは消費税相当額の支払いを拒否される可能性がある。

(4) 事業者免税点制度との整合に欠ける

適格請求書等保存方式が導入されたことにより、免税事業者が上記の理由により課税事業者とならざるを得ない状況が生じている。この事は、小規模事業者の事務負担や税務執行コストへの配慮等の理由により免税が認められている事業者免税点制度の立法趣旨からも妥当ではない。

(5) 小規模事業者が市場取引から排除される可能性がある

適格請求書等保存方式が導入されたことにより、事業者は仕入税額控除を受けるために取引の相手方が適格請求書発行事業者であるかどうかを事前に確認する必要性が生じる。しかし、実務上、その確認には非常に手間を要し、結果として適格請求書発行事業者でない可能性がある小規模事業者が市場取引から排除される可能性がある。

(6) 公平性に欠ける

適格請求書等保存方式のもとでは、原則として適格請求書発行事業者から交付を受け

た適格請求書等の保存が無いと仕入税額控除を受けられない仕組みとなっている。ところが、宅地建物取引業など特定の事業を営む者が、適格請求書発行事業者でない者から棚卸資産を取得する取引等においては、帳簿のみでの仕入税額控除が認められており、事業者間の公平性を著しく欠くことになる。

3．全ての事業者を課税事業者とすべきである。

消費税の事業者免税点制度は、小規模事業者の納税事務負担等に配慮して納税義務を免除する制度である。現行制度では、納税義務の判定の一要素として前々事業年度の課税売上高により判定しており、実際の事業規模が反映されるのは大きく遅れる仕組みとなっている。そのため、当該課税期間における事業規模が考慮されない点において、極めて不合理な制度である。

したがって、事業規模の判定は当該課税期間の課税売上高に基づくものとし、すべての事業者を原則として課税事業者とするべきである。

ただし、徴税コスト及び小規模事業者に対する配慮として、次のような特例を設ける。

(1) 課税売上高が 300 万円以下の事業者については、「申告不要」を選択できる制度とする。

(2) 課税売上高が 1,000 万円以下の事業者については、納税額を「売上税額の 2 割」とする簡便な計算による特例を認める。

4．軽減税率制度を廃止し、単一税率に戻すべきである

軽減税率制度については、以下の理由により速やかに廃止し、単一税率に戻すべきである。

(1) 制度に係るコストが膨大である

標準税率と軽減税率の区分表示及び集計管理面等で、膨大な事務コストが生じ、逆進性対策の効用に対して、社会的コストが過大となっている。

(2) 公平性に欠ける

軽減税率の適用にあたって、対象品目の線引きを行う際の客観的な判断基準が存在せず税の中立性で問題が生じる可能性が高い。また、一定の定期購買契約に基づく新聞について軽減税率制度の対象に加えられる一方、本来、軽減税率の趣旨からすれば、当然に対象項目に含まれるべき品目（例えば、おむつや介護用品等）については軽減税率制度の対象から除外されている。こうした軽減税率の対象については、本来の逆進性対策という目的から外れ、政治的な恣意性により操作される恐れがあり、単なる特定業界への優遇措置となってしまうリスクを多分に孕んでいる。

(3) 逆進性対策の機能として不十分である

消費税の逆進性緩和の観点から導入された軽減税率制度は、消費金額の多い富裕層に効果が大きく、その対策をすべき低所得者層は、消費金額も少なくその効果が小さくなるため、そもそも軽減税率制度の導入という消費税法の枠組みの中においても逆進性の問題を解決できない。

5．簡易課税制度を見直すべきである

簡易課税制度について次のように見直すべきである。

(1) みなし仕入率を見直す

簡易課税制度は、消費税の導入時に小規模事業者の納税事務負担軽減のための措置として導入された制度である。

制度創設以来みなし仕入れ率はほぼ固定されており、現代の事業構造に対応しておらず、本則課税の場合と比べ控除税額が大きくなり税負担までもが軽くなるという問題点が指摘されているため、みなし仕入れ率の見直しにより本来の制度趣旨に合わない税負担の軽減効果を排除する。

(2) 届出書の提出を不要とし、申告時の選択制とする

現行制度では、簡易課税を適用するか否かを課税期間開始前に選択し、届出を行う必要がある。しかし、簡易課税は仕入税額控除ができないため、多額の設備投資を行う場合には不利となる。このため、企業は将来の設備投資の可能性を勘案して簡易課税を選択しない、あるいは逆に設備投資を控えるという経済合理性に基づかない判断を強いられるケースが見られる。

そこで、簡易課税選択届出書の提出を不要とし、基準期間における課税売上高が5,000 万円以下のときは申告時に簡易課税制度適用の有無を判断した申告書の提出を可能とすれば、制度の趣旨にも合致する上、企業活動の自由度を損なうこともない。

Ⅳ　法人税

１．役員給与を原則損金算入とすべきである

現行の役員給与税制の問題点は、法人税法第34条第１項で損金不算入となるものを列挙して法人税法第22条第４項の別段の定めとしているのではなく、損金算入分（定期同額給与、事前確定届出給与、業績連動給与）だけを限定列挙して、その他は損金不算入としていることである。これではあらかじめ法が想定している以外の方法で支給したものはすべて損金不算入となってしまう。

経営の状況が著しく悪化したことによる役員給与の減額は、減額改定事由に該当するが、その後業績の回復に伴う役員給与の増額は、臨時改定事由に当てはまらないため、業績が回復しても同一年度内には役員給与を増額することが実質的にできない。また、設立初年度の場合や業績に大きな波があるため業績予測が難しい場合においても、事業年度開始以後３ヶ月以内に役員給与の額を決めて支給しないと損金算入が認められない。現行の法人税法第34条第１項では、このような役員給与までが支給形態を満たさない場合には損金に算入されないこととなり、不合理であると言わざるを得ない。

また、中小企業の役員は代表取締役であったとしてもその多くが経営のみでなく業務に従事している側面があり、使用人兼務役員にもなれず業務に対する報酬を受け取ることもできない。

したがって、役員給与は原則損金算入とすべきである。

２．受取配当等については全額益金不算入とすべきである

法人が支払う配当は、法人税が課税された後、税引き後の利益から支払われるものである。受取配当等の益金不算入制度は法人擬制説に拠る我が国の法人税制において二重課税を排除するために設けられた制度である。新設された当初は（負債利子を除いた）100%益金不算入としてきたが、現在はその他の株式等の益金不算入割合は 50%、非支配目的株式等の益金不算入割合は20%とされている。

完全子法人株式等、関連法人株式以外の株式等について益金不算入割合が縮小されている主な理由として、投資目的で取得されることが多く、投資から生じた果実である配当金を全額益金算入とすることがなじまないことが挙げられているが、本来の制度の趣旨からは保有割合によって差異を設ける理由はなく、負債利子控除もそぐわない。

したがって、完全子法人株式等及び関連法人株式等以外の株式等についても二重課税を排除するため、益金不算入割合を従前の 100%とし、一律全額益金不算入とすべきである。

３．少額の減価償却資産の取得価額の損金算入限度額を 30 万円未満に引き上げると同時に、一括償却資産の損金算入制度及び中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度を廃止すべきである

中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度は中小企業等の事務負担の軽減を図り、事務効率の向上等に資する設備投資を促進させることで、中小企業等の活力向上を図るために導入されたものである。一方、一括償却資産の損金算入制度は少額資産について個別管理の手間がかかることから、その事務負担を軽減するために設けられたものである。このように事務負担の軽減を共通の制度目的としていることから両者を区別する必要性はない。

少額の減価償却資産の取得価額の損金算入限度額を 10 万円未満とする現行制度で約 50 年が経過しているが、昨今の物価変動を考慮して、一時に損金にできる限度額を引き上げるべきである。そこで、国内企業物価指数に着目すると、令和 6 年は 126.2 であり、一方、昭和 40 年は 49.0(出所：日本銀行調査統計局「企業物価指数」令和２年平均を 100 とする)であることから 126.2÷49.0 = 2.5 倍となる。同様に、消費者物価指数に着目すると、令和 6 年は 111.7 であり、一方、昭和 40 年は 23.9 であることから 111.7÷23.9 = 4.6 倍となる。

これらの平均を算出すると 3.5 倍となることから、少額の減価償却資産の取得価額の損金算入限度額は 30 万円未満が適当であると考える。

以上より、取得価額 30 万円未満の資産を一律少額減価償却資産とし、企業規模に拘らず一時の損金算入とするべきである。なお、その際に、少額の減価償却資産の限度額引上げは法人税法施行令及び所得税法施行令により措置することとし、併せて、租税特別措置法上の中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度は廃止するべきである。

４．一般寄附金の損金算入限度額について拡大をし、寄附金の損金算入限度額と年 10 万円までの寄附金のいずれか大きい方の金額を損金として認めるべきである

寄附金課税制度は、国等に対する公共的寄附金と財務大臣が承認した指定寄附金が全額損金算入となり、特定公益増進法人及び認定 NPO 法人に係る寄附金は一般寄附金と同額の損金算入限度額を別枠で規定し、それ以外の一般寄附金については、法人の資本金額や所得金額の多寡により計算される一定の損金算入限度額の範囲内で損金算入され、これを超える金額については、損金不算入とする制度が採用されている。

そもそも寄附金とは、事業関連性の有無を問わず、直接的な対価を伴わない支出をいうが、法人税法 37 条 7 項のかっこ書きの捉え方によっては寄附金と交際費との判断が明確でない。また、資本金額が企業規模を正確に反映しているとは言い難く、寄付文化の醸成に

重要な役割を果たす企業による社会貢献活動を促進する必要がある。さらに、交際費の損金算入限度額が法定されている中小企業にとっては、損金算入限度額が少額な寄附金課税を避けて、交際費として処理する傾向が見受けられる。

そこで、年10万円までは事業関連性の有無を問わず、直接的な対価を伴わない支出を寄附金と扱い、全額損金算入を認めるべきである。

もっとも、寄附金の支出は法人側の事情によって様々であり、その支出の利益処分性を考慮すると、一定の損金算入限度額を超える部分の金額につき、その費用控除性の金額を否定する現行の寄附金課税にも合理性は認められる。

したがって、現行の寄附金の損金算入限度額と年10万円までの寄附金のいずれか大きい方の金額を損金として認めるべきである。

Ⅴ　相続税

１．相続税の課税方式を法定相続分課税から遺産取得課税方式に変更すべきである

法定相続分課税方式は、遺産をどのように分割しても相続税の総額が変わらず、税務執行が容易であるという長所が存在するが、一方で下記５つの欠点が存在する。

(1)　同じ金額の財産を取得した場合であっても、遺産総額や法定相続人の人数により相続税額が異なり、水平的公平が保たれない。

(2)　遺産の取得額に差があるにもかかわらず、各相続人が負担する税率は変わらないことから、相続人間の垂直的公平が保たれず、富の再分配機能という役割が損なわれる。

(3)　共同相続人の申告漏れ等が他の共同相続人及び受遺者の納税額に影響を及ぼす。

(4)　小規模宅地等の特例などの各種特例の効果が他の相続人及び受遺者にも影響を及ぼす。

(5)　遺贈及び死因贈与により親族以外の者が被相続人より財産を取得した場合、親族以外の第三者が相続申告に参加することになり、被相続人の遺産の内容が第三者に知られることになる。

上記５つの欠点は、遺産取得課税方式に変更すると、課税標準が相続人又は受遺者が実際に相続した又は遺贈を受けた金額を基礎として算定されるため解消される。

なお、遺産取得課税方式は仮装分割による租税回避や、税務執行上の困難を伴うという欠点が指摘されてきたが、昨今の相続財産の分割においては遺産分割協議書や遺言書に基づく手続きが厳格におこなわれており、仮装分割による租税回避の可能性は法定相続分課税方式と変わらず、税務執行面においても問題は少ないものと思われる。

したがって、遺産取得課税方式に変更すべきである。

２．相続税・贈与税の連帯納付義務を廃止すべきである

自らの租税債務を確定し、納税義務を適正に履行した相続人に対し、さらに他の相続人の納税義務について、自己の意思に基づくことなく連帯して納付義務を負わせることは、申告納税制度に矛盾するものと言わざるを得ない。

また、旧民法の家督相続制による財産課税方式の流れをくむ連帯納付義務制度には、下記の問題点が存在する。

(1)　納税義務を完了した相続人の担税力を超えて税負担を負わせることになり、応能負担原則に反すること。

(2)　「受けた利益の価額に相当する金額を限度」とするが、相続財産に資産価値の下落があった場合においても、この下落が考慮されず連帯納付義務額として追及されるため、相続人固有の財産まで脅かされる恐れがあること。

(3)　共同相続人間であっても、各人の納税意識までを勘案することは困難であり、これを

予見して「放棄」や「限定承認」といった法律行為を行うことは、事実上不可能であること。

(4) 申告期限から５年間、連帯納付義務を負う共同相続人は法的かつ経済的に不安定な状況に置かれること。

したがって、単に徴収の確保のみを図り、税法の基本原則や納税者の権利義務を侵害するような相続税に係る連帯納付義務は廃止すべきである。

また、贈与税に関しても、相続税と同様に連帯納付義務を廃止すべきである。

３．事業承継税制は「猶予」ではなく「評価減」にすべきである

事業承継税制については、創設当初より使い勝手の悪さが指摘されており、平成30年度税制改正で大幅な改善が図られたものの、事業承継を後押しするという目的が達成されているとは言い難い。

現行の事業承継税制における納税猶予制度はあくまでも納税の先送りに過ぎない。納税猶予の取消を受けた場合の本税及び利子税の納税リスクを払拭することはできず、納税猶予の取消事由に該当しないか否か、継続的な事後管理を必要とする制度となっており、制度利用上の利便性を欠いている。

これらの問題を解決するためには納税猶予制度ではなく、諸外国の制度と同様に評価額の減額制度とし、制度利用者が長期間にわたり納税猶予取消のリスクに晒されることを回避するとともに事後管理の負担を軽減すべきである。

４．小規模宅地等の特例の適用について、提出期限までに特例対象宅地等の“一部”が未分割である場合、申告書を再提出する際においては、全ての特例対象宅地等からの再選択を認めるべきである

提出期限までに「申告期限後３年以内の分割見込書」の届出を行った場合には、未分割であった特例対象宅地等についても、分割確定後に小規模宅地等の特例の適用を受けることができる。

しかし、複数存在する特例対象宅地等のその一部分のみが未分割である場合においては、申告期限までに分割が完了していた特例対象宅地等については、期限内申告の時に特例適用を受けることを選択していない限り、再提出の際にはその適用を受けることはできない。

最終的に確定した遺産分割の内容いかんによって、どの特例対象宅地等からその特例の適用を受けるかその判断は変わるものであり、また、全て未分割であった場合と一部未分割であった場合において、制度適用に係る公平性が保たれていない点についても問題がある。

したがって、小規模宅地等の特例の適用について、提出期限までに特例対象宅地等の“一部”が未分割である場合、申告書を再提出する際においては、全ての特例対象宅地等からの再選択を認めるべきである。

５．配偶者居住権の評価方法を見直すべきである

配偶者居住権は、相続の発生により、生存配偶者が居住建物を相続できなかった場合においても、居住し続けることが出来る権利を法律上明確にしたものである。配偶者居住権を設定する場合、相続税の財産評価においては、居住権部分と所有権部分を区分して評価する必要があり、居住権部分を生存配偶者が、所有権部分をそれ以外の者が相続することになる。

相続できる権利が分かれることにより、相続の選択の幅が広がり、現在の複雑化する社会に対応しやすくなったという点については非常に価値あるものであるが、一方で、税務上は配偶者居住権について下記のような取り扱いや評価方法が採用されていることから、本来の趣旨から外れて、過度な節税を主目的として利用される恐れがある。

(1)　配偶者居住権を相続した配偶者が死亡した場合又は配偶者居住権の存続期間が満了した場合には、不動産の所有権者がなんら課税されることなくその不動産の全ての権利を有することになること。

(2)　配偶者居住権の評価においては「法定利率による複利現価率」が使用され、設定される利率が高いほど配偶者居住権の評価額が高くなるという関係にあるが、配偶者居住権の評価において使用される「法定利率」は、年３％と一般的な国内金融機関の貸出金利よりも高く、その結果として配偶者居住権の評価額が高くなっていること。

したがって、過度な節税がなされないよう、配偶者居住権を評価する際に用いられる複利現価率は、財産評価基本通達４－４に定める基準年利率により評価することとし、その評価額が低く計算されるように見直すべきである。

６．障害者控除の適用範囲を見直すべきである

障害者控除は、被相続人の死後に残された障害者の生活の安定に資する見地から障害者なるがゆえに余分に生活経費等がかかることを考慮して昭和 47 年度改正において創設されたものであり、これまでも平均寿命および物価変動の状況により改正されてきた。前回の平成 25 年改正から 10 年が経過しており、その間にも平均寿命および物価も上昇していることから、下記の点が現状に則していないと考えられる。

(1)　適用上限年齢については、平成 17 年の第 20 回完全生命表の統計データに基づき平成 25 年改正を行っている。当時のデータによると、平均寿命は男性 78.56 歳、女性 85.52 歳となっている。直近の統計データである令和２年の第 23 回完全生命表によると、平均

寿命は男性84.51歳、女性90.55歳となっている。15年前と比較すると男性で5.95歳、女性で5.03歳平均寿命が延びていることが分かる。

(2) 控除税額については、物価上昇率に基づき平成 25 年改正を行っている。令和 2 年を100とした場合に、平成25年7月の物価は94.8、令和5年7月の物価は105.7となっており、10年前からの物価上昇率は11.5%である。

適用上限年齢を設定することは、控除税額の計算の基礎になるものであり、否定するものではない。しかしながら、適用上限年齢以上になると、障害の程度が変わらずとも障害者控除が一切適用出来なくなってしまう。近年では相続人の年齢が平均寿命を超える場合も増えてきており、当該相続人については一切障害者控除の適用が無いこととなり、課税の公平性が保たれているとは言えない。

・変遷

	S47年 改正	S63年 改正	H22年 改正	H25年 改正
一般障害者				
適用上限年齢	70歳	同左	85歳	同左
1年あたりの控除税額	3万円	6万円	同左	10万円
特別障害者				
適用上限年齢	70歳	同左	85歳	同左
1年あたりの控除税額	6万円	12万円	同左	20万円

・前回改正以後の変化

①平均寿命

H17年（第20回完全生命表） ※財務省HP税制改正の概要より

平均寿命 男性78.56歳 女性85.52歳

R 2年（第23回完全生命表）

平均寿命 男性84.51歳 女性90.55歳

②物価（2020年基準 2020年＝100）

H25年（2013年）7月 94.8

R 5年（2023年）7月 105.7（H25より11.5%上昇）

したがって、適用上限年齢を現行の満85歳から満90歳とし、1年あたりの控除税額を一般障害者は10万円から12万円、特別障害者は20万円から24万円と引き上げ、かつ、適用上限年齢を超える該当相続人についても89歳とみなして適用を認めるべきである。

7．若い世代への財産移転を促進するため、相続税の累進課税を強化したうえで、贈与税の非課税措置を拡充すべきである

近年、経済活動の複雑化にともない貧富の格差が拡大し、格差が固定されることが問題となっている。また、高齢化に伴い65歳以上の高齢者が相続により財産を取得する「老老相続」と呼ばれるケースが増加しており、金融資産を所有する高齢者が財産を消費せずに相続が開始される事が繰り返され、経済が硬直化することも問題となっている。

税の本来の役割の重要な要素である「富（所得）の再分配機能」を強化するため、相続開始前の贈与や消費を促し、若い世代への財産移転や消費による経済の活性化に寄与させるため、相続税の累進課税を強化すべきである。

また、若い世代への財産移転を促進し、かつ、消費を促す目的で贈与税の非課税措置を拡大すべきである。使途制限のない通常の贈与は貯蓄にまわる可能性があるため、拡充すべき贈与は、住宅取得等資金の贈与、教育資金の一括贈与及び結婚・子育て資金の一括贈与のように使途を制限し、受け取った金額を使途に応じて消費することを要件とするような非課税措置とすべきである。

8．相続税の基礎控除額を引き上げるべきである

平成25年度改正（平成27年1月1日施行）において相続税の基礎控除が「5,000万円+1,000万円×法定相続人の数」から「3,000万円+600万円×法定相続人の数」へと引き下げられてから、10年以上が経過した。

この間、総務省の消費者物価指数（2020年=100）に基づくと、過去10年で物価が上昇している。基準年である2020年の100.0に対し、現在の水準（2025年概算）は112.0に達している。これは、2020年と比較して物価が約12.0%上がったことを意味し、家計の負担が増しているといえる。

現行制度は、相続人の生活基盤となる財産には課税しないという制度趣旨に沿っておらず、見直しが必要である。

以上の状況を踏まえ、相続税の基礎控除額は、実態に即した形での見直しを図り、相続税の基礎控除額を引き上げるべきである。

9．相続時精算課税制度における特別控除額を増額すべきである

相続時精算課税制度は、平成15年度の税制改正において、高齢化進展に伴う次世代への資産移転の円滑化・経済社会の活性化という社会的要請に応える目的で、「相続税・贈与税の一体化措置」として導入された制度である。贈与税の相続税補完機能を失わせることなく、財産の移転に関して、生前贈与を選択しても相続を選択しても税の負担が同じとい

う中立的な制度を導入し、生前贈与を円滑化しようということから生み出されたものである。

現行制度の特別控除額 2,500 万円という水準は、制度創設時から維持されており、今日の経済状況や国民の資産状況に照らすと、十分な効果を発揮しているとは言い難い。少子高齢化社会の進展に伴い、相続人の数が減少する中で、個人の生涯で蓄積する資産額は相対的に増えている。特別控除額を増額することで、贈与税と相続税が一体となった、より合理的な累積課税方法へと移行させることが可能となる。このことは、「資産の早期移転を促す」という制度の目的をより効果的に実現することに資する。

また、相続時精算課税制度は、相続時に精算し、生前に支払った贈与税額が相続税額を上回る場合には還付を受けることができるため、将来相続税が課税されないような大多数の一般家庭の財産を、結果的に無税で贈与が行えるものとして機能する一面もある。現行の控除額では、不動産を中心に贈与時に課税が生じやすく、制度が活用しにくい一因となっている。特別控除額を増額することで、多くの場合に税負担を伴わず利用が可能となり、資産の円滑な世代間移転が促進される。

したがって、相続時精算課税制度における特別控除額を増額すべきである。

Ⅵ　その他

１．償却資産税を廃止すべきである

償却資産税の立法趣旨は「資産価値に対する課税」であると言われるが、償却資産に対する課税は国際的には稀な制度である。償却資産の所有そのものに担税力はなく、償却資産の利用によって生み出される所得に担税力があるのであって、償却資産税の課税によってむしろ企業の設備投資意欲は阻害され、これにより企業の国際的競争力も減衰されている。設備投資を促進することで企業の収益力を高め、また国際的競争力を強化することで、企業の所得を増大させ、（個人・法人）所得税により課税するのが、本来の税のあるべき姿であると考える。

また、現行の制度及び課税当局の体制の下では、適正な制度の執行が担保されておらず、課税客体の捕捉が完全に行われているとは言いがたい。従って、申告義務があるにもかかわらず無申告である事業者や課税対象となる資産を申告から除外する事業者もあると言われており、納税者間の公平が損なわれていると考えられる。

よって、償却資産税を廃止すべきである。

２．財産債務調書、国外財産調書を廃止すべきである

「財産債務調書」提出制度は、平成27年度改正により、従来の「財産債務明細書」を見直して作られた制度である。「国外財産調書」提出制度は、平成 24 年度改正により、一定以上の国外財産を持つ者に調書の提出を求めた制度であり、両者とも提出が必須の法定調書とされている。また、ペナルティとして申告漏れがあった時の加算税等の 5%加重軽減措置が盛り込まれている。

そして、両方の調書には質問検査権が認められている。これは国税通則法で定められたものでないことから、法律上は事前通知が不要である。そのため、納税者にとって不測の損害を与えかねない。

さらに、記載事項が詳細に規定されている。個人情報保護の観点から、課税当局が国民納税者の極めて秘匿すべき情報を得ることができるのは、あくまでも課税に必要最低限度の情報に限定されるべきである。

また、記載する財産の価額は、一般の納税者にとって算定が困難であるその年の12月31日における「時価」又は「時価に準ずるもの」とされている。

前述の加重減算措置も含め、納税者に不要な緊張感と過度の事務負担を強いる現状となっている。これらは申告納税制度の下で健全な納税者の育成を阻むものである。

したがって、財産債務調書、国外財産調書を廃止すべきである。

３．印紙税を廃止すべきである

印紙税は、経済取引に伴い作成される文書の背後にあるその取引によりもたらされる互いの利益享受に担税力を見出して、その取引に際して作成される契約書や領収書等に対して課税しようとするものである。しかし、文書に担税力などなく、経済取引については消費税等が課されており、印紙税は経済取引に対する二重課税であると考えられる。

また、印紙税法は申告という行為は一切必要とせず、納税者自らが課否を判断して税額の算定等を自主的に行い、所定の印紙税を納付するという「自主納付」の制度を採用しているが、印紙税法が課税文書・非課税文書を明確に区分する理論的根拠を有しないことにより、納税者が自身で印紙税の課税・非課税の判断を行うのに苦慮するケースが多い。

さらに近年は電子商取引の増加やペーパーレス化が進展する中にあって、印紙税の課税対象は紙媒体による文書のみであり、電子化対応に遅れる中小企業にあっては依然として大きな負担となっており、取引形態によって不公平が生じるのは不合理である。

よって、印紙税は課税の根拠が不合理・不明確であるため、廃止すべきである。

４．不動産取得税を廃止すべきである

不動産取得税は、不動産の取得の事実に対して課税される都道府県税であり、その課税形態から流通税の性格を持つ。シャウプ勧告により昭和25年に一旦廃止されたが、昭和29年度の税制改正において固定資産税の税率が引き下げられたことに対応して固定資産税の先取りという理由付けで復活した経緯がある。しかし、地方税の課税原則は応益負担であり、不動産に対してはその保有についてのみ課税すべきである。取得の事実は不動産と不動産以外の資産の等価交換に過ぎず、これに対し課税することは応益負担の原則に沿わないばかりでなく、不動産の流通を阻害し、国民の自由な経済活動を妨げる原因ともなる。

よって、不動産取得税は廃止すべきである。

５．電話加入権の必要経費（損金）算入および評価損計上を認めるべきである

電話加入権は、時の経過によりその価値が減少せず、市場において譲渡することにより投下資本を回収し得ると言われ、法人税法及び所得税法において、減価償却できない無形固定資産として扱われている。しかしながら、携帯電話やＩＰ電話等の普及により電話加入権を必要とする固定電話の新規加入契約者数は激減しているため譲渡の見込みはなく、また同じ理由によりその取引価額も長期にわたって低い水準にとどまっているため、仮に市場において電話加入権を譲渡できたとしても、投下資本の大部分が回収できないのが現状である。このような実態から、電話加入権は非常に価値の低い資産であると言える。財産評価基本通達が改正されていることにも表れている。

よって、電話加入権を減価償却できない無形固定資産として扱う理由はなく、電話加入権取得時に取得価額相当額の必要経費（損金）算入を認めるとともに、既に取得された電話加入権について評価損の計上を容認すべきである。

６．事業税における社会保険診療報酬等の課税除外の措置を廃止すべきである

社会保険診療報酬等及びこれに係る経費は、事業税の課税標準の計算から除外されている。この措置は社会保険診療の安定化を図るため、社会保険診療報酬に係る点数の単価が政策的に決定されることへの対応として設けられたものであるといわれている。しかし、上記制度は既に施行されて 70 年近くが経過し、これまで一切制度上の議論がなされていない。

したがって、事業税における社会保険診療報酬等の課税除外の措置は特定業種に対する優遇措置とも考えられ、社会的な不公平を生じさせているため、課税の公平の見地から廃止すべきである。

７．新規設立法人の源泉所得税の納期限を見直すべきである

新たに設立された法人の源泉所得税の納付について、例えば、月末に設立された場合の設立月分の納付については翌月 10 日までの期間が著しく短く納付手続きが困難なケースがあること、設立後遅滞なく給与支払事務所等の開設届を提出している場合においても整理番号が付番され納税者へ納付書が郵送されてくるまでには一定期間がありその間は源泉所得税の納付義務について知り得ない納税者もあること等から、一律に翌月 10 日を納期限とすることは適切でない。

よって、設立後の一定期間についての納付期限を見直し、「設立から３ケ月を経過する日の属する月までの間は、その３ケ月が経過する日の属する月の翌月 10 日を納期限とする」などとすべきである。

上記については、新規に開業する個人事業についても同様とすべきである。

８．個人事業税の課税客体を見直すべきである

個人事業税の課税客体として、第一種事業、第二種事業、第三種事業が限定列挙されている。事業税は、昭和 23 年に創設され、その後、課税客体に改変があったものの、現在もなお、芸能人、プロスポーツ選手といった事業性があるにもかかわらず、課税客体となっていない事業がある。また、事業税が創設されたときに存在しなかった業種、システムエンジニア、プログラマーといった業種については、課税客体になっておらず、YouTuber など業務形態の多様化に伴って、課税対象事業の認定に困難を極めている業種もある。

したがって、現状に即した形で、個人事業税の課税客体を見直すべきである。

9．個人事業税の事業主控除の金額を引き上げるべきである

現行の290万円という控除額は平成11年以来据え置かれており、近年の物価上昇が配慮されていない。令和7年税制改正では物価上昇等に配慮して所得税の基礎控除が増額されたが、同様の理由で事業税の事業主控除額も増額すべきである。